

新しい農業委員 17名をご紹介します

農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」によって、農業の健全な発展に寄与することを目的に市町村に設置が義務付けられている行政機関です。法律の改正により農業委員の選任方法が変わりました。これまでの選挙

制度は廃止され、議会の同意を得て首長が任命する制度となりました。7月20日、町長より辞令を交付された後、初総会が開催されました。任期は、平成29年7月20日から平成32年7月19日までの3年間です。

美郷町 農業委員

(敬称略)

議席番号順
※会長、会長職務
代理者を除く



① 中野 龍太郎
(本館)



② 高橋 正和
(千屋中部)



会 長

⑬ 高橋 正尚
(元本堂北部)



③ 佐藤 久
(釜蓋)



会長職務代理者

⑯ 鈴木 敏夫
(天神堂)

農業委員会等に関する 法律の改正について

農業委員会がその主たる使命である、農地利用の最適化をより良く果たせるようになることを目的として、昨年度、農業委員会等に関する法律が改正されました。

町に影響する主な改正点は次の通りです。

農業委員会の事務の重点化

農地利用の最適化について、任意事務から必須事務へと位置付けられました。農地利用の最適化の推進とは、

- ① 担い手への集積・集約化
- ② 耕作放棄地の発生防止・解消
- ③ 新規参入の促進

による、農地等の利用の効率化および高度化の促進を行うことを言います。





⑬ 佐々木 竜孝
(土崎北部)



⑩ 細井 千代文
(本堂東部)



⑦ 中野 均
(遠槻)



④ 深田 秋彦
(下畑屋)



⑭ 深沢 靖
(中野)



⑪ 加藤 堅之助
(石神)



⑧ 井関 一良
(扇田)



⑤ 山田 貞子
(新田)



⑮ 高橋 秀行
(琴平)



⑫ 武藤 邦男
(上畑屋)



⑨ 加藤 民昭
(本館)



⑥ 小西 嘉之
(関田)

農業委員の選出方法の変更

公選制を廃止し、町長が、町議会の同意を得て任命する方法に改められました。

これにより、上記17名については、6月5日から6月15日まで開催された、第4回町議会定例会で同意を得た上で、町長により任命されています。

農業委員の主な仕事

農地等の利用の最適化

地域農業の担い手の意向をくみ取り、農地利用の集積や集約化を進めるなど、経営改善のための取り組みを支援します。また、農業者年金の加入推進や農業経営改善計画の達成、農業経営の法人化、家族経営協定の締結などのアドバイスをを行います。

農地の利用・権利関係の相談

農業委員は、農地を売買・賃借する際に双方の農家の相談役をしています。担当する地区がありますので、農業委員または町農業委員会事務局にお問い合わせください。

農地パトロールの実施

農地の無断転用、農地の遊休化を防ぐために農地パトロールを実施します。

遊休農地や耕作者不在またはそのおそれがある場合には、農地所有者を訪問し、農地の利用意向調査などを行います。

農家相談

農地管理、農業経営、後継者などに関する日常の農家相談に応じます。